

メキシコの教育変遷

——カトリック教理教育からの脱却、信仰の自由への道程

原 稔

1. 序文

1519年2月、スペインはディエゴ・ベラスケスをキューバ総督として、30歳のエルナン・コルテスを隊長とし、11隻の船、兵士508名と船員110名のスペイン人で構成する大規模な探検隊をアメリカ新大陸に派遣した。メキシコ大西洋岸のベラクルス市周辺に上陸後、アステカ族に反目していた原住民グループの支援を得て1521年8月13日、アステカ族の首都テノチティラン（現在のメキシコシティ）を陥落した。その後、1810年9月16日の独立闘争開始までメキシコはスペインの植民地となり、教育もカトリック教会主導のスペイン本国の制度が導入された。1808年、ナポレオンによるイベリア半島侵入後、宗主国としてのスペインの国力が脆弱になり、18世紀末のアメリカの独立やフランス革命の影響を受け、19世紀中にメキシコを含む全てのラテンアメリカ諸国が独立した。1812年3月に公布されたスペイン国憲法（Constitución de Apatzingan）は、メキシコの独立闘争の混沌とした時代でもあり、直接用いられることはなかったが、その影響力は教育制度に反映されることになった。同憲法第336条では「スペイン王国の全ての国家（当時植民地であったラテンアメリカ諸国を含む）において小学校が設立され、児童は読解、筆記、計算とカトリック教理を学ぶこと」と定めている。20世紀になり、メキシコでは政教分離原則が1917年憲法や、1992年の「宗教団体・公的信仰法」で制定されているが、教育の次元では、カルロス・サリナス大統領（Carlos Salinas de Gortari「任期1988-1994」）時代に「公平、機会均等」を主眼

とする「1989-1994年度教育近代化プログラム」において初めて宗教教理教育の排除が定められた。本研究ノートでは、1833年以降の公的教育開始より既にカトリック教理教育の廃止運動が見られ、その影響は保守的な自由主義者と実践主義層との闘争となり、最終的に教育面の信仰の自由が達成された道程と先住民教育を含めたメキシコの教育状況を概観する。

2. 現行教育制度

メキシコの公用言語はスペイン語である。2008年9月現在では、68の先住民言語が現存し、約一千百万人が使用しており、各先住民言語とスペイン語のバイリンガル（二重言語）教育が行われている。1900年代初頭の農村部では就学適齢児の10%ほどしか就学の機会が無く、国民の80%が文盲といわれたが、1910年勃発のメキシコ革命終焉以降、政府は数十年間、国家予算の20%近い額を教育振興に付与し、文盲撲滅に最大限の努力を行い、現状、文盲率は全国平均7%と減少している。15歳以上の先住民の文盲率は31.6%である。小学校は6年間で全国一律の義務教育、中学校は3年間で、現在、連邦区（首都・メキシコシティ）は義務教育実施、及び、32州のうち大半が中学校までの義務教育を実施している。高校は3年間、専門学校は2年間、大学は学部により4年、ないし7年間。小学校卒業後に6年制の教員育成の為に師範学校、これに続く大学制度と同等の高等師範学校がある。更に、小学校卒業後に入学できる3年制の予備工業学校、これに続く高等学校レベルの2年制の工業学校があり、高校レベルの学校卒業後は公私立共に登録制度によるメキシコ国立自治大学（UNAM）や国立工業大学（UPN）入学の機会が開かれている。これら国立大学の他に、各州に特色ある州立大学（例として、グアナファト大学は全国で唯一の鉱山学部がある）や私立大学があり、中南米諸国からの留学生も多く学んでいる。私立学校については、大半はカトリックやプロテスタント教理を創立の指針として幼稚園から中学、或いは高校レベルまでの一貫教育である。キリスト教系学校（ミッションスクール）の大部分はColegio（学院）、Instituto（専門学校）、或いは、Fundación（財団）等の名称が付いている。教育内容については、後述の「1989-1994年度教育

近代化プログラム」発布後、宗教教義や聖書学習の授業時間短縮や、自由研究課題への変更、宗教行事の自主的参加等、宗教色が減少しつつある。更に、メキシコには、多くの地方に長い歴史を持つ女性修道院経営の学校がある。元来、貧困子女の教育を目的としており、保護者のいない4 - 5歳の女子を受け入れ、衣食住を無料提供し、「寄宿生」として基本的に高校レベルまでの教育を施している。小学校レベルは公立学校とほぼ同じ内容の授業であり、9年前に全国的に義務化されている小学校6年生に対する「性教育」も行っている。性教育授業は外部の医師が担当している。中学校3年間で聖書の学習を行い、高校では専門職の授業が多い。修道院経営の学校ではカトリックの宗教行事を尊重しており、寄宿生は参加を義務とし、通学生の場合は自主的参加を認めている。大部分の私立学校では制服着用の義務がある。公立学校では制服の義務は無いが、実質的に保護者と学校との協議で通常授業や公式行事参加の際の服装の基準を決めている。

(日本政府の援助で設立された日本メキシコ学院 [Liceo Mexicano Japonés, A.C.] メキシココースでは特定宗教教理授業はなく、他の公立学校と同じく、日本の道徳授業に類似した倫理 (Etica) や愛国、公共精神教育 (Civismo) がある。)

3. ベニート・ファレス (Benito Juárez) 大統領の 政教分離政策による非聖職者主義・在俗主義 (Laicismo) と 実利主義 (Positivismo) の台頭

1821年にスペインから独立したメキシコは10数年間、無政府状態であった。1832年から1855年まで11回も大統領の地位にいたサンタ・アナ (Santa Ana) 独裁政権時代にメキシコ教皇大学 (Universidad Pontificia de México) を廃止し、公的教育が開始されている。1848年の米墨戦争の結果、領土の半分強とメキシコ人居住者約3千万人を米国に譲渡し国家は衰亡していった。その後、革命的思想が全国にみなぎり、1855年、自由主義政権が樹立された。その中心者が初の先住民民族ミステコ族出身で、その後に大統領になったベニート・ファレスである。彼は、当時国土の大半を所有していたカトリック教会の土地、財産を没収し、教

(240)

会勢力の削減を行い、政教分離政策を実施し、農地改革をはじめ幾つもの改革法を公布し、従来の教会による洗礼証明書に代わる登記所設立等の市民権を確立し、メキシコの近代化に大きな功績を残している。反面、外貨支払い問題でイギリス、フランス、スペイン三国の干渉を招き、1864年、ナポレオン三世は武力介入を行いオーストリア皇帝の甥マキシミアンをメキシコ皇帝の地位に就かせた。しかし、米国の抗議によりフランス軍が引き上げ始めるや、残留フランス軍を破り、ファレスは大統領に復帰した。ファレス政権時代は、教会からの脱却から自由主義思想が進展した。ファレスの死後、ポルフィリオ・ディアスが大統領になり1876年以降1911年まで独裁政権となる。この時代は実利主義が台頭し、財政建て直し、軍隊整備、鉄道、通信網、道路建設等、産業インフラ整備が行われた。ほとんどの産業は主として米国の資本によるもので主要な資源と産業は外国人の手中に帰する結果になり、この時期に私立学校で英語教育が取り入れられ実利主義勢力が増加したと言われている。

4. 実利主義による教育面の弊害

ディアス大統領の長期に渡る独裁制に反対するフランシスコ・マデーロ (Francisco Madero) を中心にした自由主義者が、土地を求める農民の反乱に合流して1910年にメキシコ革命が勃発した。実利主義の影響から、指導者層の子弟には十分な高等教育の機会が与えられていたが、一般大衆、農民子弟の教育は不十分であったことが貧富の差の増大に直結し、メキシコ革命の一因になったと分析されている。メキシコ革命勃発から10年にわたる凄惨な内乱の渦中に発布された当時、世界で一番進歩的と言われた1917年憲法は、カトリック教会勢力の徹底的な根絶と農地改革の道を開いた。農地改革では共有地農民の復活で多くの小地主が生まれ、幅広く中産階級を創設する結果になり、カトリック教理を除外した公立学校の普及により、その後の政治的安定と経済的発展の基本的要因となり、メキシコ革命が無ければ今日のメキシコの政治的、経済的、文化的安定は得られなかっただろうと言われている。

5. 在俗主義から社会主義、民主主義への移行時期の大学

1917年憲法第3条では、在俗主義が規程され、信教の自由の第24条により保証され、教育は在俗主義となるので如何なる宗教教義と完全に離れていなければならないという自由教育原則、大学レベルを含めて国が与える全ての教育の無料化や、宗教団体と祭司が学校を設立、運営することを禁止している。又、その第3段落では「私的小学校は公的監視に従い設立することが出来る」としている。同憲法では教育の自由を定めており上記と矛盾があるが、私学に関する祭司介入規制を定め、在俗国家自体が教育者となる方針を打ち出している。メキシコ革命後の政権ではベヌスティアノ・カランサ (Venustiano Carranza) 大統領は、憲法第3条は連邦政府に学校を設立ないし運営することを義務つけていないと解釈し、市町村が初等教育、州政府が中学校と師範学校を担当し、中央政府は高等教育のみを担当するとして行政府構造の中に大学局だけが設けられた。カランサ大統領の暗殺後、アドルフォ・デ・ラ・ウエルタ (Adolfo de la Huerta) 臨時大統領は1920年6月、ホセ・バスコンセロス (José Vasconcelos) を国立大学総長に任命した。同総長はただちに文盲撲滅運動を開始し、文部省設立キャンペーンを行った。当時、全国の市町村はおろか、連邦区 (首都メキシコシティ) も資金がなく大衆教育を担当するのは不可能であった。バスコンセロスの運動は成功し、1920年9月に教育は連邦政府の担当とする議案が提出、可決されバスコンセロスが初の文部大臣となった。その後のプルタルコ・エリアス (Plutarco Elías Calles) 政権ではエリート層への反発感が始まり、1925年以降、大衆教育の為の中学校を設立し、工業学校が増設される。更に、1931年には現在の国立工業大学の前身である工業予備学校が設立され、教育システムが集中し、授業では社会主義思想学習が奨励され政府権力強化の温床となった。その結果、政治的には中央政府と州政府、教育面では私学と国立大学の対立状態となった。当時の政府は私的部門を人民と社会主義の敵としてのブルジョア階級と見なしていた。支配層の観点では、メキシコ国立大学 (1929年以降、自治大学となる) は革命政権に反対する保守階級の隠れ家に変化していると考え、「腐敗した」大学に

(242)

対抗し革命で得た政治体制を守る新規学校創設が必要となった。これは教育に対するイデオロギー闘争となり、その軸は自由主義と実践主義であった。自由主義はエリート層が信奉したことから、政権の観点からは保守主義となり、実践主義は大衆と進歩主義者のイデオロギーになっていくが、中央集権と機会均等傾向が勢力を増大し貧困層の為の教育機会も進展する。政府は社会主義教育を推進し、その結果、反聖職者方針が二の次になっている。社会主義教育は大衆傾向と機会均等を結び付けており簡素化思想で一般大衆の社会運動の可能性を拡大するものである。社会主義教育は文部省が教材作成から、学習プラン、公立学校の財政管理など、教育を一手に掌握する教育機構を構築した。国家教育原則が批准され憲法第3条Ⅱ段落に「教育の企画、計画と方法は全ての場合において国家に該当する」と定められている。社会主義教育は教育の自由原則の観点から憲法解釈の政治論争となり社会的緊張を生み出したが、機会均等面ではこれまでにない教育改革の成果と評価されている。

第二次世界大戦後の政権は急激な工業化、都市化、インフラ整備や制度強化を推進した。資本経済の発展により社会主義運動も脆弱になり、政府との妥協の時代となり、実質的な民主主義への移行が始まることになる。1946年の憲法改訂では、社会主義に優先する民主主義教育の内容が導入された。同年の改訂では、信教の自由、聖職者の禁止事項、狂的信仰（カルト集団）への闘争等が盛り込まれているが、在俗主義骨子はなく、それが規程されるのは1992年である。この改訂により国家単位の政策は教育の文部省への政治的集中を推進し、公立学校が増設され、全国教員組合（SNTE）創設により教育機構が強化された。

6. 新自由主義（Neoliberalismo）と 教育—カトリック教理学習の廃止

1960年、政府は「11年間プラン」として知られる学習教科を増加した「初等教育の改善と拡大プラン」を発表した。このプランに沿い全国に何千もの小学校が建設された。又、中学校や専門学校も多く増加した。1960年代末には、メキシコ革命体制は崩壊の兆しを持ち始める。政府の労働者組織のコントロールが政府

に反感を持つ左派勢力により脆弱になっていった。政府を支えていた三大層—農民、鉄道員、教員組合が政府からの自治を求めるようになり、その返答は常にリーダー達とその大衆への圧迫と報道管制であり、民主主義の不足と未来が暗い時代となった。グスタボ・ディアス（Gustavo Diaz Ordaz）政権は1964年と1968年の学生運動の際、軍隊による大学の閉鎖や、急進的な医者と学生への弾圧を行い、多くの学生・市民が殺され、或いは、行方不明となった。この弾圧は国際的に非難されたが、反対政治勢力に力が不足しており、長年の与党である制度的革命党（Partido Revolucionario Institucional -略称PRI）の政権維持に影響を与えることはなかった。1970年代、ルイス・エチェベリア大統領（Luis Echeverria）（任期1970-1976）は、積極的な外資導入で経済力が増加するが、1980年代に対外債務危機を迎え、大幅なペソ平価切下げ、外資引き上げ、大量失業等、深刻な経済危機の時期となった。この間、エチェベリア大統領、ホセ・ロベス・ポルティージョ（José López Portillo「任期1976-1982」）、ミゲル・デ・ラ・マドリッド（Miguel de la Madrid Hurtado「任期1982-1988」）の三代政権を通じて、文部省への優先的予算振り分け等、教育重視継続の「教育改革」政策が行われている。

カルロス・サリナス大統領（Carlos Salinas de Gortari「任期・1988-1994」）は政治的危機のさなかに選出されたが、新自由主義政権としての立場を明確にした。もはや、メキシコ革命継続の演説は終焉したとして、経済発展促進国家として前政権まで制限されていた国家及び、メキシコ人のみの留保業種への幅広い分野での外資投資認可を通じて、革命国家主義から経済的国際主義への転換を標榜した。同政権で、憲法第3条改訂を行っているが、新自由主義概念は教育面には入っていない。逆に、過去とは異なる手段での教育国家の介入が強化されている。同政権中に、「1989-1994年度教育近代化プログラム」が発表された。この中で、初めてメキシコの公的教育の主要目的の一つである「均衡＝機会均等」文言が入り、宗教教理教育を排除して、国家が提供する教育は質のあるものでなければならぬと定めている。言葉は異なるが1812年スペイン憲法（Constitución de Apatzingan）発布以来、義務教育に関して連結している概念が三世紀も継続した影響力が伺える。又、1993年7月13日付け連邦官報に現行の「教育一般法」が公

(244)

布され、同法第5条に「国家が行う教育は在俗主義であるので、如何なる宗教教義とも分離して継続される」と定めており、第57条I段落では私立学校に対して全ての宗教教理は教育に持ち込む事項ではない解釈を定めている。この時点で公立及び私立教育の制度的な観点からは教育におけるカトリック教理学習を含め全ての宗教教育は排除することが定められている。同法律第57条に沿い、ミッション系の私立学校でも聖書学習をそれまでの受講義務科目から自由研究課題に切り替えたケースも見られる。サリナス大統領は政権担当の2ヵ月後の1989年1月の演説の中で教育の質の低下、不均等、中央集権主義や不透明性といった教育面の欠如を批判し、これまでの「教育国家」より「教育評価国家」への立場を表明している。それにより、教育プログラムは政治運動から離れ、教育の質向上、機会均等、地方分権を中心にするることになり、国家は地方政府の教育貢献を評価する立場になった。国家の考えは、学生、教師、学校、教育プログラムとシステム全部の査定を行うことである。教育市場の需要に応じ、私立学校も増加するが、公立学校が私立になることはなく、基礎教育の地方分散でも中央政府の権力が弱まることもなく、逆に教育評価国家は政治的に強化されていった。

7. 国民行動党 (Partido Acción Nacional-略称、PAN) 政権の教育

半世紀の間、継続した与党の制度的革命党 (Partido Revolucionario Institucional、略称-PRI) 政権下では、1970年代以降、6年毎の政権交代時に為替率下落 (ペソ平価の大幅切り下げ)、貸付金利高騰、ハイパーインフレ、多くの企業倒産、大量失業等の経済・金融危機が発生してきた。継続する経済低迷や政治問題から国民のPRI離れが起り、2000年7月の選挙で71年間政権を独占していたPRIを破り、グアナファト州知事であったPAN (国民行動党、中道右派) 選出のビセンテ・フォックス (Vicente Fox Quesada) が野党初めての大統領に選出された。フォックス候補は自らを敬虔なカトリック教徒であると表明したことから、一貫して政教分離政策を固持していた与党PRI離れの経営者、キリスト教各派祭司、信者の支援

を得た。大統領就任後、本来、憲法で禁止されている政治家、公務員の宗教行事参加禁止を個人的な信教の自由としてグアダルーペ聖母カトリック教会のミサや宗教行事に参加している。フォックス大統領の政治的手腕は過不足無しと評価されているが、教育政策では二つの成果がある。一つは国会統治性を尊重し、従来からの祭司の教育介入禁止やカトリック教理教育廃止等を遵守したこと、二つは教育の均衡、機会均等に関するキャンペーンを政権中に履行したことである。又、各省の副大臣を最大3名までの制限をした。文部省は2001年から国家教育プログラムの再編成、管理簡素化を約束したが、ほとんど進展がなかった。新組織の骨子は担当業務の種類であり、三つの副大臣局は基礎教育、中等教育、及び、高等教育の分野を担当することになった。この組織編成は代替改革ではなく、査定政策が継続しただけであるが、具体的に、国家教育査定庁が設立された。これらの副大臣局の設置により文部省の組織が教育一般法が定める教育水準と種類に合致し、一定の成果があった。教育政策で顕著なもう一つの面は均衡の為の支援制度である。教育における支援、奨学金供与政策は1989年、サリナス政権の「連帯プログラム」で開始された。全国で最も貧しい100の学校が選ばれ、校舎の増改築の為の資金供与や貧困区域児童への現金による奨学金や教材供与が行われた。フォックス大統領時代の奨学金対象者は年間約百万人で、2006年には約5百万の貧困家族に奨学金が供与された。

2006年7月2日の選挙で、引き続きPAN選出のフェリペ・カルデロン (Felipe Carderón Hinojosa) が大統領に当選した。(任期：2006年12月1日—2012年11月末) カルデロン政権では教育プログラムが成熟し、「教育、健康と食料の国家プログラム」の名称に変化した。奨学金制度は現政権でも継続している。「教育の為の奨学金国家プログラム」があり、貧困家族児童に、初年度のみは最低の成績平均点を要求せず一月あたり900ペソ (約90米ドル) で12ヶ月間供与され、男児より女児が優遇されている。

8. メキシコにおける教育均衡の探求

教育の均衡—機会均等に関してメトロポリタン自治大学教育学科のカルロ

(246)

ス・オルネラス (Carlos Ornelas) 教授は以下のような意見を述べている。

「教育の均衡、機会均等は二つの意味合いがあり、相互に連結している。一つは、正当な配分概念と社会民主主義に連結していること。これは、国家の教育政策は各対象の社会的条件（種族、民族、社会、経済条件、出身地、及び信教等）による教育の機会を妨げる障害を取り除くことである。二つ目は教育自体内包概念となる。これは、学校は知識の基本的標準と全ての人の為の教育を保証しなければならないという意味になる。例えば、中世のスペイン憲法では、具体的に「読み、書きと計算」教育を定めている。又、社会生活の為の基本的価値観と生活向上の為の競争心を推進しなければならない。社会教育均衡レベル向上には、授業放棄、退学や落第を除去、ないし、減少することと教育水準の質改善が命題である。（メキシコでは初等義務教育にも落第がある。）この政策が制定され実践されれば社会的統一性や不平等減少が達成されると期待されている。メキシコの教育システムは民主主義を忌み嫌う傾向にあり大統領と教職員組合幹部の同盟の如く、団体中心主義が制圧している。これは教職員組合が基本教育の実権を握っているということであり、教育の質に対する演説も空虚な美辞麗句となっている。現状の新規の教育連邦主義は官僚中心主義を隠そうとする遠曲語法的であり、多額の資金の無駄使いが批判されている。均衡を吹聴する教義原則と貧困層の支援配分方法—奨学金プログラムの間には関連がある。奨学金制度は教育の不平等を解決し、その場しのぎではない効果を生み出している。独立教育査定人の調査では、最も孤立した先住民地域には及んでいないにしても貧困層児童の就学率に肯定的な効果を生み出している。」

上記の意見を参考に、次の項目として、先住民児童・生徒教育状況を記載する。

9. 先住民児童・生徒の教育

メキシコはアメリカ大陸諸国で先住民が多い国の一つである。先住民発展の為の国家委員会の最近の調査資料では一千百万人以上が68の先住民言語集団のいずれかに属しており、この民族の多様性は憲法第2条で認識されている。（メ

キシコ合衆国憲法第2条：国家は元来、先住民族に基づいた多種文化構造を持っている。）しかしながら、先住民の大部分は極端な貧困状況にあり、教育がそれほど行き届いていない部門になっている。最新の国土統計庁（略称-INEGI）国勢調査によれば、6歳から14歳の先住民子弟の非就学率は8.3%でスペイン語児童の非就学率4.9%に比較して倍近い。6歳からの初等教育終了者平均は71%、他方、先住民学校の就学率は51%の低率であり、学力の面でも極端に低いと査定されている。更に、先住民生徒は高等教育まで進む者が少ない。先住民教育不足として以下の理由が挙げられている。

- (1) 経済的貧困：「先住民発展の為の国家委員会」の最新資料では、先住民人口の79.9%の1日当たり収入が最低賃金の2倍（約100ペソ－約10米ドル相当）以下である。医療が十分行き届かず、栄養不足もあり、平均寿命も低く、予防、治療可能な病気での死亡率も高い。この極端な貧困が児童の就学率を阻害していることが指摘されている。又、幾つかの先住民地域では貧困は中央政府の責任としてゲリラ活動も行われてきた。世界的な注目を浴びた事例としては、1994年1月初頭、メキシコ南部チアパス州で先住民による独立自治を要求する武装蜂起が勃発し、現在にいたるまでサパティスタ国民解放軍が同地域を支配している。同州人口約4百万人のうち、25%強がマヤ族とソケ族で、15歳以上の30%強がスペイン語を理解しない。更に、豊富な天然資源獲得の為に、過去より先住民とスペイン人征服者子孫間の紛争が絶えない地域の一つでもある。
- (2) 教師の教育能力：先住民学校の教師になるには4年から5年間の国立教育大学学士課程を履修しなければならないが、数年前までは中学校卒業資格だけで教師になっていた。現在は、半数の教師が高校レベル卒業でも派遣されており、その70%は先住民出身ではない。又、先住民出身であっても別の先住民言語地域も兼ねざるをえないといった問題も生じている。先住民児童の教育水準が低い原因の一つとして派遣教師の教育能力が問われている。
- (3) 教育方法の課題：教育の文化的、言語的教授法に問題があると言われる。

(248)

先住民学校の大部分では、直接スペイン語による学習が行われているからである。教師の63%のみ、先住民言語を話すことによる。理想的には先住民言語による初等教育を目指しているが、実際の授業ではスペイン語主体となり先住民文化も反映されていない。授業カリキュラムも全国一律を採用し、先住民共同体の宗教儀式や農耕日程等を尊重していない。直接スペイン語教育では十分なスペイン語習得が得られず、中学、高等教育への進学に支障をきたしている。

2003年に憲法第2条の細則として「先住民言語権利一般法」が公布された。同法第11条は「本法は、先住民は基本教育においてその独自の言語で教育される権利を持つことを定める」と規定している。この結果、教育一般法（略称-LGE）第4条、4段落に以下の文面が追加された。

「教育を通じて、国家の言語的多様性の認識と先住民の言語的権利への尊重を促進する。」

これを機に先住民区域に9つの相互文化大学を設立する計画が発表され、2004年に最初の校舎が創立され、先住民学生の優先的入学を行っている。2006年には、16の師範学校で、相互バイリンガル初等教育課程が開始され、初めての先住民教師への専門的育成を行うことになった。2007年10月、メキシコは「先住民権利世界宣言」に署名し、その第13条は以下のように表明している。

「全ての民族は独自の言語を話す権利、独自の文化を保持し発展する権利を持ち、人類の文化を豊かにすることに貢献する。」このようにメキシコは多種文化国家としての定義により文化的に多様な言語や文化を強化する教育システム構築が義務となっている。

先住民児童・生徒教育指数

項目	非先住民	先住民
6歳--14歳の非就学児童	4.9%	8.3%
小学校卒業率	95%	89%
小学校6年間での終了の可能性	71%	51%
8歳--14歳の文盲率	2.4%	13.5%
15歳--19歳の非就学人口	46.9%	73.7%
15歳以上の文盲率	6.7%	31.6%

『NACIONAL』誌（2008年8月8日付、「メキシコ先住民特集」）から

(バイリンガル教育崩壊の危機)

1976年、人類学研究者と先住民教師グループの闘争の結果として、文部省内に、先住民の二重言語・文化教育を行う為の「先住民総局」設立が決定された。これは、先住民に適切な教育を行う最良の方法と考えられたが、期待した効果を得られなかっただけでなく、逆の結果となった。調査の結果では、普通の学校で学ぶ先住民児童の方が、先住民学校で学ぶ児童より学力テストの成績が優れていた。先住民学校の教師の質の低さ、監督官が先住民学校を訪問する資金も無く、支援もしない状況や、教育インフラの欠陥によるとしている。最近では、幾つかの例外を除いて、先住民言語・文化は貴重ではなく、保全、強化しなくてもよい、質のある教育を施す必要もないのではないかとの意見が出ている。普通の小学校では先住民言語での授業は無く、教育内容に先住民文化が含まれていない。そこには先住民に対する幾多の蔑視が指摘されており、教育不均衡の根が継続している。又、児童のスペイン語習得とは逆に先住民言語をおろそかにして家族との対話不足となり、家庭の絆が薄れ若年時の出稼ぎに拍車をかけているとも指摘されている。現状、先住民教育の一つの目標であったバイリンガル教育はそのプログラムと共に消滅の危機に面している。

メキシコの教育システムの均衡、機会均等達成には先住民教育方式を精査・再構築することが不可欠であり、先住民児童の学習に影響する問題を根底から解

(250)

決することが必要であると言われている。又、バイリンガル教育の専門家は、「8歳-9歳位までに難しい言語を学び、その後、より簡素な言語を習得すれば2言語両方のバイリンガルになれる可能性がある。しかし、先住民児童の場合、小学校入学前に先住民言語を使っていることや就学日数や教材の不足等で学問的なスペイン語での教科をマスターするのは困難である。バイリンガル教育の成果の低さを認識して、スペイン語を第二言語や外国語のように学ばせるほうが効果がある。」と指摘している。

(注記：カルデロン政権で出されている「2007-2012教育分野別プログラム」では、先住民の幼稚園、小学校教育就学率達成を40%から60%に増加すると記載しているが、これは誤り。既に2006年に小学校の就学率は91.7%を達成している。2006年度時点では19,000の先住民学校で120万人の児童が学んでいる。]

2004-2005期・先住民小学校就学児童数

先住民言語	就学児童数 (人)	%
ナウアトル・Náhuatl	176,833	21.1
ミステコ・Mixteco	87,217	10.4
ツエルタル・Tzeltal	77,507	9.3
ティソチル・Tzotzil	65,036	7.8
ニヤウン・Hñahñin	35,912	4.3
マサテコ・Mazateco	33,574	4.0
サポテコ・Zapoteco	32,710	3.9
Chol	32,140	3.8
その他の言語	296,214	35.4
全国合計	837,143	100

『NACIONAL』誌 (2008年8月8日付、「メキシコ先住民特集」) から

10. 保護者会の児童・生徒教育の評価—楽観主義への勧告

2008年5月12日付けレフォルマ (Reforma) 新聞は、保護者 (父母) のメキシコの教育評価に関するアンケート結果を発表し、そこでは3分の2の保護者が小中高等学校の教育を好意的に評価しているが、教育専門家の観点からはその楽観主義は現実とほど遠いと勧告が記載されている。児童・生徒が学校で受ける教育の質に関しては「非常に良い、良い」と返答したのは全体の62%であり、教育理念と標準化された学力テスト結果との間に大幅な隔たりがあることを浮き彫りにしており、教育の専門家達の多くは、保護者も学力テスト結果の現実を見て子供の教育に責任を持つべきだと指摘している。2007年度の学力テストでは、算数の試験の「優と良」を合わせた比率は、小学校が22%、中学校が5.6%のみ、国語 (スペイン語文法、語彙) 試験では小学校が24.6%、中学校が18.9%であった。同じく62%の家族は「教師は良く訓練されている」と見なしているが、実際には教師の訓練や査定制度は不完全であると指摘している。59%の保護者が子供の教育に大いに参加しているとしているが、父母、教師と教育関係者で構成される「市民参加審議会」の進展、改善も行われていないと警告している。アンケートで注目されるのは大半の保護者は私立学校が公立学校より、より良い教育をしていると考えていることである。これに関して、教育の専門家、ブランカ・エレディア女史 (Blanca Heredia) は、次のように述べている。

「保護者、父母は公的教育よりも私的教育を評価する傾向にあり、これは学力テスト結果分析と一致している。学力テストでは、私立の学生が平均点で公立の学生より優れた結果を出している。もし、社会経済的水準の影響が管理されるようになれば、公立学校の生徒の点数は平均21点の私学生徒を上回るようになるだろう。つまり、全ての生徒と学校が同じ社会経済水準を持つようになれば、公立学校の生徒が私立の生徒よりもより良い学力テストの結果を出すようになるだろう。」と社会経済的環境向上が公的教育改善に不可欠であると表明している。

大半の保護者が子供が受けている教育の質は良いと述べているが、48%は教

(252)

育課程に不足があると表明している。小中高レベルの子供を持つ650人の保護者のアンケートでは、教育課程の不足を表明しているのは公立学校に関しては50%であるが、私立学校では36%のみであった。保護者の56%が私立校のほうがより良い教育を提供すると答えている。又、3分の2の保護者は、経済的余裕があれば子供を公立学校から私立学校に転入させたいと表明している。保護者の関心の高い科目は36%が算数、25%が科学と技術、14%が専門職、11%が文学、芸術であった。約60%の保護者が子供の教育に積極的に関与しており、他方、13%はほとんど介入していないと返答した。宿題に関しては53%の保護者が毎日手伝っているが、18%は月に1回以下と答えている。価値観、公共性(道徳教育)に関しては64%の保護者が家庭で学ぶべき事項であり、5%が学校のみで学習する事項、31%が家庭と学校双方で学ぶ事項と答えている。これと対照的に、69%の保護者は専門的な科目は学校のみ責任であるとし、11%が家庭で学ぶ分野であり、18%が家庭と学校双方で学ぶ科目であると返答している。

アンケート結果 (2008年3月15-16日実施、650人の保護者対象)

子供が学校で受ける質の評価：

1. 保護者全員 (悪い-5%、普通-33%、良-62%)
2. 公立学校生徒を持つ保護者 (悪い-5%、普通-38%、良-57%)
3. 私立学校生徒を持つ保護者 (悪い-7%、普通-16%、良-77%)

学力テスト全国平均点と比較して子供が受ける教育の質：

1. 保護者全員 (悪い-11%、普通-38%、良-39%、分からない-12%)
2. 公立学校生徒を持つ保護者 (悪い-13%、普通-41%、良-33%、
分からない-13%)
3. 私立学校生徒を持つ保護者 (悪い-8%、普通-21%、良-67%、
分からない-4%)

学校と教師に関する意見でYesと答えた比率；

	全員	公立学校側	私立学校側
教師達は授業の為の素質を持っているか	65%	63%	71%
教師達は良く準備しているか	62%	59%	74%
教師達は特定の児童にえこひいきをしているか	47%	48%	40%
学校役員達が多くの間違いを起こす	46%	48%	35%
学校施設が悪い状態になっている	36%	41%	18%

『Reforma』誌（2008年5月12日付）から

保護者が子供の宿題を手伝う回数：

毎日が53%、週に何回かが26%、月に何回かが13%、ほとんどしないが5%、無回答が3%

子供が学んで欲しい科目：

	全員	公立学校側	私立学校側
算数	36%	39%	25%
科学、技術	25%	22%	38%
専門職	14%	15%	8%
文学、芸術	11%	11%	12%
その他	6%	5%	10%

『Reforma』誌（2008年5月12日付）から

公立学校と私立学校の比較：

経済的余裕があれば子供を公立学校から私立学校に転校させるかとの質問に、65%がそうすると答え、しないが27%、分からないが8%であった。

子供はよく教育されているか、或いは教育に欠陥があるかとの質問には、全体で48%が良い、欠陥があるは、同じく48%、公立学校の場合、良いが45%、欠

陥があるが50%、私立学校では良いが60%、欠陥があるが36%であり、一般的には私立学校が公立学校よりも高く評価されていることが伺える。

(引用資料：教育一般法 (Ley General de Educación) の概要：

現行の「教育一般法」は1993年7月13日付けの連邦官報で発布された。全体で8章、85条、暫定条項で構成されている。その後、2002年12月30日付け連邦官報で第25条の改訂(2006年まで文部省予算をGDPの8%達成を目指す)、2003年3月13日付けの連邦官報は先住民教育に関する第7条IV段落改訂を発布している。(先住民言語庁国家審議会の設立等)

第I章：一般規程、第1条—第11条。第II章：教育連邦主義、第12条—第31条。第III章：

教育の均衡、第32条—36条。第IV章：教育プロセス、第37条—第53条。第V章：個人が与える教育(私立教育)、第54条—59条。(第57条で私立学校に対して、憲法第3条と教育一般法の遵守を規程している)第VI章：履修公式認定と認識証明書、第60条—第64条。第VII章：教育への社会参加、第65条—第74条。第VIII章：違反、罰則と管理資金、第75条—第85条。及び、暫定事項。

「宗教団体・公的信仰法」に関しては、原稔著「メキシコ合衆国憲法及び関連法規によって規定された祭司の義務」〔東洋哲学研究所紀要〕第20号、2004年、参照。

メキシコの概要

国名：メキシコ合衆国 Estados Unidos Mexicanos

面積：1,923,040Km² (日本の約5.3倍、米国テキサス州の3倍弱)

人口：1億4百万人(2007年末推定数値)、人口増加率・年間2.8%、平均寿命・男性70.4歳、女性76.4歳(先住民の寿命は5-7年少ないと言われる)人口の45%が24歳以下の青年層、混血(Mestizo)65%、先住民(Amerindio、又は、Indigena)20%、スペイン系主体の白人層・14%、その他・1%(日系人は四世を含めて1万人弱)、文盲率・7%(15歳以上の先住民のスペイン語文盲率は31.6%)

公用語：スペイン語、他にナウアトル語、ミステコ語等の68の先住民言語が話されている。

政治体制：立憲民主主義、三権分立に基づく連邦共和制、32州、1連邦区(首都メキシコシティ)

大統領選出政党：2000年12月以降、国民行動党(Partido Acción Nacional-略称・PAN、中道右派)大統領任期6年間、絶対再選禁止、現在の大統領はフェリペ・カルデロン(Felipe Calderón Hinojosa：任期・2006年12月1日—2012年11月末)次

期大統領選挙は2012年7月)

国会議員任期：上院議員128名、任期6年、下院議員500名、任期3年。

宗教状況(2007年度統計推定)：カトリック・87%、プロテスタント・7%、その他の宗教・3%、無所属・3%。全ての宗教団体は内務省に登録認可義務があり、不動産所有が認められる。

国民一人当たり所得(2007年推定)：US\$7,900.00、先住民の約80%はUS\$3,650.00以下。

完全失業率：全国平均で4%前後を推移、メキシコシティ、グアダハラ、モンテレイ等の大都市の失業率は平均15%前後。

治安問題：チアパス州南部のゲリラ支配続行や、都市部での凶悪犯罪が多発し、観光収入に影響を与えており、歴代政権の継続的な課題となっている。

物価：メキシコ中央銀行が発表する「全国消費者物価指数」年間インフレ率は2006年・4.05%、2007年・3.75%で、2008年度予想インフレ率は5.1%である。私立学校の授業料・毎年の入学金の年間平均増加率は6.9%で一般賃金の増加率よりも高く保護者の負担を年々重くしている。現状、有名私立大学の授業料、学士や大学院終了資格証明取得費用は米国の大学並に高騰している。大学卒業時点で履修証明書を取得、その後、2年間のSocial Service実施の後、論文・面接試験に合格して学士の資格証明書を取得することが出来る。

アメリカ大陸諸国の先住民比率

アメリカ大陸諸国の全てに先住民が生活しており、2000年、或いは2005年度調査の国名、先住民比率、種族数を記載する：ボリビア：49.95%、38、ガテマラ：41.02%、25、ペルー：35.07%、65、ベリーゼ：15.4%、4、ニカラグア：11.13%、10、パナマ：10.04%、8、メキシコ：9.20%、68、仏領ギアナ：7.67%、6、エクアドル：6.83%、28、ホンジュラス：6.73%、8、ギアナ：6.38%、9、チリ：4.57%、7、スリナム：4.46%、11、コロンビア：3.49%、86、カナダ：3.28%、7、パラグアイ：1.68%、26、ベネズエラ：1.49%、55、アメリカ合衆国：0.87%、40、アルゼンティン：0.87%、21、コスタリカ：0.86%、11、ブラジル：0.43%、297、ウルグアイ：0.17%、種族数未知) アメリカ大陸諸国全体人口約8億人の内の先住民は約3千7百万人で比率は4.61%、808種族。(出所：メキシコの新聞・Nacional、2008年8月8日付・先住民特集)

(参考文献)

メキシコ合衆国憲法 (Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos) 出版社・Noriega Editores.

教育一般法 (Ley General de Educación) メキシコ文部省Home page

教育月刊誌 Este País, No.205, April, 2008, page 19-28 [教育：教理主義から均等へ]

(256)

教育月刊誌 Este País, No.210, Sept. 2008, page 37-46 {メキシコの先住民教育}
白水社・イスパノアメリカの征服 (マリアンヌ・マン＝ロ著、染田秀藤訳)

(はら みのる・委嘱研究員)

Mexico's Educational Transition — Path towards freedom of religion liberates educational system from catechetical instruction.

Minoru Hara

Superimposed on New Spain, as the new American colony was christened after the Spanish conquest of Mexico in 1521, the catechetical instruction system was simply brought over to the colonies by the missionaries of Catholic Inquisition authorities in Spain. After over 100 years of a tenacious struggle for stability from 1810, Mexico finally ratified the Constitution of 1917, regarded as one of the most encompassing of the modern world's political history. Here the principle of separation of state and religion was clearly established. The State assumed responsibility for education and the prohibition of religious instruction in public schooling was clearly addressed in Article 3, and further strengthened by Article 24. With the Constitutional Reform Law of 1992, created and implemented largely to harmonize with universal human and children's rights treaties and international policy agreements, the Catholic church and other religions were restored and granted freedoms of expression, and property rights were recognized and expanded. Importantly, at last, religious organizations private schools would enjoy the freedom of teaching their philosophy, creed, and values.